

# 一般財団法人 滋賀陸上競技協会 旅費規程一覧表

主催者等による旅費支給あり	主催者の支給額を上限として支払う		①			
主催者等による旅費支給無	国体等各種大会の派遣	別途規程	②			
	上記以外	陸協主催競技会、各種会議等	競技会については、「別表旅費規程」参照。会議等については、「別表旅費規程」に準ずる。	③		
		上記以外	県内・近畿各府県	最寄駅を起点とする、往復交通費の実費を支給（タクシー代を除く）する。宿泊が必要な場合は専務理事判断として、8,000円／泊を上限として実費支給する。	④	
			上記以外	首都圏（東京都区内・横浜）	最寄駅を起点とする、往復交通費の実費を支給（タクシー代を除く）、宿泊費は10,000円／泊を上限として実費支給する。	⑤
				上記以外	最寄駅を起点とする、往復交通費の実費を支給（タクシー代を除く）、宿泊費は8,000円／泊を上限として実費支給する。	⑥

## 注

- ①：宿泊等が発生する場合、主催者からの支給がない場合は、専務理事判断とする
- ②：国体・駅伝など実施責任者判断による
- ③：陸協主催の会議とは理事会、幹事会、評議員会、代表者会議、各種専門部委員会の会議、打ち合わせ、準備作業などを指す  
ただし、各会議の旅費支給の可否は、各会議開催の事前伺いにより決定する。
- ①、④、⑤、⑥については、旅行伺いを提出し、事前に専務理事の決裁を受けること。旅行後は、復命書および別紙交通費明細、宿泊領収書を提出する。